

大田区諮問第 96 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 2 年 10 月 16 日付け 2 総経発第〇〇号によってなした公文書部分開示決定及び公文書非開示決定は、相当である。

2 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論（令和 3 年 2 月 2 日、同月 22 日、3 月 22 日、同月 29 日、5 月 24 日（無題）、6 月 16 日、7 月 12 日、8 月 6 日）

審査請求書及び反論書に記載され、また口頭意見陳述でなされた主張の要旨は以下のとおりである。

(1) 非開示決定（財産価格審議会（以下「審議会」という。）議事録一式（以下「会議録」という。）について

ア 審査請求の理由

大田区（以下「区」という。）の所有する土地（823.17 m²）と当該土地の上に建設する区分所有建物の専有部分（専有面積 922.73 m²）との等価交換契約について、区が取得した建物価格が割高ではないかとの疑念が生じた。区が 922.73 m²の事務所（スケルトン）を 10 億 2000 万円で取得したことは判明しているが、その価格決定のプロセスが不明で根拠が示されていない。

この疑念の根拠は以下のとおりである。

(ア) 現在の京浜蒲田地区のマンション販売価格は高くても 1200 千円/m²。

1 フロアの床面積当たりになれば 900 千円/m²以下。

(イ) 今回、区が取得する建物はエントランス、エレベーター、廊下等の部分も含む全ての床の取得であり、この価格が 1105 千円/m²。

(ウ) 事務所（スケルトン）は、即居住可のマンションに比し建設費が割安と言われている。

(エ) マンションの場合、2 階は比較的安値が常識。

(オ) 内装費は 2020 年度予算で 9310 千円が計上されている。これを加味した取得額は 11 億 1300 万円。1206 千円/m²である。内装工事は 2021 年度にまたがると予想されるため実質取得価格は更に上昇が予想される。

イ 会議録の開示必要性及び非開示理由の不当性

- (ア) 蒲田四丁目 16 番（京急蒲田西口地区）共同建替え事業（以下「本件事業」という。）は、競争入札によって価格が決定される方式を採用できない案件である。そうであれば審議会でどのような議論がなされたかが重要要件となる。審議会の会議録を非開示とすることは、区民の知る権利の侵害であり、職権の濫用である。
- (イ) 会議録の非開示理由は、「当該事務事業又は同種の事務事業の公正又は適切な意思決定に障害を生ずるおそれがある」（大田区情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 2 項第 5 号（以下、条例第 9 条第 2 項の第 1 号から第 6 号については、単に「1 号」「2 号」「5 号」「6 号」という。))、「当該事務事業の公正、適切な実施又は運営を著しく困難にするおそれがある」「特定のものに不当な利益又は不利益を生ずるおそれがある」（6 号）とされたが、本件事業の実施運営は契約書の締結で履行されるもので、既に契約書が締結された現時点で事業運営を著しく困難にするおそれがあるとは考えられない。
- (ウ) 大田区契約事務規則第 42 条では、随意契約でも入札予定価格は作成することになっている。本件事業でも入札予定価格は算定されたはずである。審議会の中ではそれが示されているはずであるから、契約締結後は公開が当然である。入札監視委員会では、随意契約でも契約締結後、契約価格と入札予定価格を公表している。
- (エ) 審議会は、既に審議を終了し、区長に価格を評定・答申し、それを受けて総務財政委員会に等価交換を提案し採決、さらに、本会議にて採決、決定をしている。すなわち、本件事業の事務事業は既に終了している。終了済みの審議会の運営、進行を困難にするおそれがあるとはいえない。非開示の理由にはならない（上記令和 3 年 3 月 29 日付け反論書での審査請求人（以下「請求人」という。）の整理による争点①～⑤のうち争点①）。
- 5 号と 6 号の解釈によっても、事後開示は可能と考えられる。
- (オ) 「特定のものは、「審議会で審議する案件に関連する利害関係者」というが、誰なのか、どんな利益、不利益が生じるか明らかではないから非開示理由とはならない。（争点②）
- (カ) ○○会社との等価交換契約書第 9 条に「甲（区）及び乙（○○会社）

は、本契約に関し、第三者からの異議の申立て又は権利の主張があった場合は、自己の責任において解決するものとする。」とされていることから、区と区民との調整は区の責任で解決し、鑑定評価額の公表は、建物を建設した法人等の事業の運営に支障は及ばないことになっている。

(キ) 大田区財産価格審議会条例施行規則第 5 条に「会長は、会議録を調製し、これを保存しなければならない」とある。会議録作成は審議会において公正な審議がなされたことの証として作成保存され、価格決定のプロセスを明確にするためのものである。既に契約が成立した現段階において、公開できないとは不当な隠蔽を疑わざるを得ない。公正であれば公開すべきである。

(ク) 審議会が非公開なら、価格決定が密室で行われ「自由勝手に価格が決められる」ことになる。価格決定が密室で行われるということは不正の温床である。

(ケ) 区が常々開かれた区政を標榜しているにもかかわらず、会議録を非開示とするのは不当である。

(コ) 会議録の非開示は、条例第 1 条に反し、区民と区政との信頼関係を損なう結果となる。

(2) 部分開示決定（不動産調査報告書（以下「報告書」という。)) について

ア 審査請求の理由

上記 2(1)アと同じ。

イ 対象情報の開示必要性及び部分開示理由の不当性

(ア) 不動産鑑定委託契約書によれば、個人情報以外の部分である（報告書の）調査価額の外部への公表を鑑定会社が拒絶する根拠はない（争点③④）。鑑定会社は、報告書の価格の開示を許諾している。

(イ) 不正競争防止法の問題は、同業者が情報を悪用すればその業者が罰せられるだけである（争点③④）。

(ウ) 鑑定会社の調査価額は、不正競争防止法の営業秘密には該当しない。

(エ) ノウハウは鑑定会社が主張するもの。著作権法上の公表権は区にある（争点⑤）。

(オ) 開示請求の範囲を報告書 1 頁、31 頁、32 頁のみに限定することを提案する。

- (カ) 住民監査請求では基準が示されず不当性はないと結論した。だから基準となる報告書の開示を求める。
- (キ) その余は上記 2(1)イと同じ。

3 開示請求対象情報

- (1) 会議録
- (2) 報告書の非開示部分

4 審査の経過

- 令和 3 年 4 月 9 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- 5 月 12 日 請求人から口頭意見陳述を受けた。実施機関から説明を聴取し、審査した。
- 6 月 7 日 実施機関から説明を聴取し、審査した。
- 7 月 6 日 実施機関から説明を聴取し、審査した。
- 8 月 10 日 実施機関から説明を聴取し、審査した。
- 9 月 16 日 審査した。

5 実施機関の弁明の要旨

(1) 会議録について

本件事業では、審議会は終了しているが、事後的に会議録が公開されることになれば、一般論として審議会構成員の萎縮を招き自由な議論を阻害することにより、同種の事務事業の公正又は適切な意思決定に障害を生ずるおそれがある。審議会における自由な議論を制度的に担保し、将来における同種の事務事業の実施の公正、適切を図る観点から、会議録を非開示とした（5号）。

また、会議録を公開すれば、審議会における判断の基準等を不動産売買契約の相手方に知られることで、相手方に区の交渉の方針等の手の内をさらすこととなり、当該事務事業の公正、適切な実施又は運営を著しく困難にするおそれがあるため、会議録を非開示とした（6号）。

(2) 報告書について

報告書中、不動産鑑定士の住所、氏名については、個人が識別できる情

報（1号）、調査価額、一棟の建物価格の計算方法などノウハウを推測することが可能となる部分については鑑定を実施した法人の、建物の各階平面図等対象となった建物の保安等に関係する情報については、取引の相手方となった法人の、それぞれ事業運営を不当に害する情報（2号）に該当し、非開示とした。

ノウハウ該当部分については、鑑定を実施した法人と協議の上、非開示部分を決定した。ノウハウ保護の根拠は、不正競争防止法である。

また、報告書は審議会の議論のたたき台となる資料である。審議会においては報告書のほか複数の資料に基づいて専門家が自由な議論を行うことにより適正な価格を判断している。しかし、不動産調査価額と実際の契約の金額とは乖離する可能性がある。このような状況下で、事後的に調査価額等が開示されるとなると、一般論として審議会委員の萎縮を招き自由な議論を阻害する可能性があり、当該事務事業の公正又は適切な意思決定に障害を生ずるおそれがある（5号）ことから非開示とした。

なお、本件事業における等価交換契約の対象として区が取得したのは、建物の専有部分の区分所有権及び底地の区分所有権である。

これらの価格の評価、評価におけるプロセスについては、監査事務局宛措置請求書が提出され、本件事業で非開示とされた書面の全てを監査した上で、違法性や不当な行為は認められなかったとの判断が示されている。

(3) 請求人の主張する争点について

ア 争点①について

審議会は、公有財産の処分及び財産の取得に関し適正な価格を評定する区の諮問機関であり、非開示とされる特定の不動産の価格や契約に関する情報などを取り扱うことから非公開で実施している。案件の目的の範囲内で委員の自由な意見交換、質疑応答の機会を保障する必要がある。

審議内容を公開することにより、委員の自由闊達な意見交換が妨げられ、委員への不当な圧力がかかる等、外部から不当に干渉されることで、中立で自由な議論が妨げられ、将来の審議会の運営に影響を及ぼすおそれがあるため、審議過程を示す情報、すなわち審議の内容や価格の算定経過に関する情報及びこれらの内容を推察できる情報については、審議継続中の事案はもとより終了後であっても非公開としている。

イ 争点②について

当該文書を非開示としている以上、「特定のもの」を具体的に述べるのは困難だが、例としては、対象地周辺及び取引事例地の土地価格や環境について具体的に審議されることから、これらの土地を所有し、居住する住民をあげることができる。

審議会の審議において、対象不動産の価格を決定していく過程においては、対象不動産のみならず対象地周辺の個人や法人が所有する不動産の価格や取引金額、賃貸事例に関する情報などを取り扱うところ、これらの情報を開示するとなると、当該事務事業の適切な運営を著しく困難にするおそれがある。

さらに、審議、検討等に関する情報に該当することから、将来の公正又は適切な意思決定等への影響に鑑み、非開示とした。

ウ 争点③④について

「契約の相手方」とは、土地交換契約の相手方及び相手方の取引先等を含む。

各階平面図等は、当該建物の保安等に関する情報であり、開示することにより相手方の法人の事務事業の運営を不当に害する情報である。

報告書中の法人の印影や、調査価額、一棟の建物価格の計算方法などノウハウを推測することが可能となる部分については鑑定を実施した法人の、建物の各階平面図等対象となった建物の保安等に関する情報については、取引の相手方となった法人の、それぞれ事業運営を不当に害する情報（2号）に該当し、非開示とした。

エ 争点⑤について

不当競争を防止する観点から、鑑定のノウハウについては、契約に付随する義務として非開示とした。

不動産鑑定士の技術的、ノウハウの部分に該当する箇所については、当該不動産鑑定士（法人）が独自に収集・加工した情報を含み、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報に該当する。これを公開すると、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため部分開示とした。

なお、著作権法上の公表権は、法人の事業運営に関する機密保持の要請を排斥するものではない。

(4) 本件事業の全体の流れと根拠法及び条例等について

本件事業の土地建物等の交換は、地方自治法、条例等に基づき行った。

手続としては、地方自治法第 237 条第 2 項に基づき、交換を行うことを議会の議決により決定し、交換価格は、審議会による審議を経て適正な価格を評定し、評定された価格に基づき、差額を含めた交換価格を決定し契約締結に至った。

(5) 入札予定価格について

入札は行っていないので、入札予定価格は算定していない。

(6) 公益・公正・適切について

公益とは公共の利益を指す。

公正・適切とは、評価対象の不動産価格を恣意的な考えにとらわれず、専門的な知識や手法を用いて評価し、専門的な知見による自由な議論を制度的に担保された審議を経たうえで決定することを指す。

(7) 措置請求に対する監査事務局の判断について

令和元年、当該土地交換に関して、審査請求と同趣旨の理由から措置請求書が監査事務局宛提出され、措置対象者に違法・不当な行為はなかったとの結論が出された。したがって、請求人の「区は、区と特定の企業の利益を優先している。」との主張には根拠がない。

(8) 大田区契約事務規則第 1 条について

大田区契約事務規則第 1 条には当該規則の適用範囲が規定され、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に規定された本件事業には適用がない。

(9) 対象文書の保存年限について

審査請求中の文書については、保存年限にかかわらず保存する取扱いとしているので廃棄される危険はない。

6 審査会の判断

審査の結果、以下の事実が認められる。

(1) 審査会が前提として認める事実

ア 本件事業の交換価格決定の過程

本件事業は、普通財産である土地と建物及び底地の区分所有権とを等価で交換する方式により実施された。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地方自治法」という。）第 237 条第 2 項により普通財産の交換については「条例又は議会の議決」により決定されるところ、本件は同一種類の財産との交換ではないことから「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の適用がなく、議会の議決に基づいて交換が決定された。なお、地方自治法及び上記条例が定められていることから、大田区契約事務規則（昭和 39 年規則第 18 号）は同規則第 1 条の「別に定めがあるもの」に該当し、同規則は適用されない。

交換価格は、審議会が「適正な価格」を評定して区長に答申し、実施機関がこの答申に基づき、差額を含めた交換価格を議会に諮り、議会の議決により決定された。

イ 審議会で「適正な価格」を評定する前提について

大田区財産価格審議会条例（昭和 39 年条例第 30 号）によれば、審議会は、公有財産の処分及び財産の取得に関し、不動産、その従物、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の適正な価格を評定し、区長の諮問に応じて価格を評定して答申する目的で設置される付属機関である。

審議会を構成する委員は、学識経験者 6 人以内、区職員 5 人以内であり、議事に直接の利害関係を有する委員は、その表決には加わることができない。

審議会の審議の前提として、実施機関は、報告書等の資料を作成し、審議会の議論のたたき台として提供する。

本件開示請求の対象とされた報告書は、本件事業における交換価格について審議会に諮問するにあたり、実施機関が不動産鑑定士に依頼して作成した審議会の資料の一部である。

不動産鑑定士とは、不動産の価格及び適正な利用についての専門家である。不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号。以下「鑑定法」という。）により、国土交通省に登録された不動産の鑑定評価に関する唯一の資格者であり、不動産鑑定士でない者が不動産の鑑定評価を行うことは鑑定法第 36 条第 1 項によって禁じられている。また、不当な鑑定評価等についての懲戒処分も定められている（鑑定法第 40 条）。

他方で、不動産鑑定士は、良心に従い誠実に鑑定評価等業務を行う（鑑

定法第 5 条) とともに必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない(鑑定法第 7 条) とされている。

これらの法規制から判明するのは、不動産鑑定評価が専門的な知識や技能を必要とする分野であり、また不動産鑑定士は、その知識や技能の維持向上を求められている事実である。そして、不動産鑑定士が良心に従い誠実に鑑定評価を実施しても、その技法や使用する格差率、比準率、減価率、効用比などの基礎資料の範囲、知識・技能・経験の差異等から、必ずしも同一の鑑定結果となるとは限らない。

上記のような事実に鑑みると、審議会の評定で求められている「適正な価格」とは、審議会の資料とされた報告書に記載された不動産鑑定士の調査価額等の鑑定評価を審議のひとつのたたき台として審議会の各委員が専門性・公正性・中立性の立場を維持しながら、各委員の知見を尽くし様々な意見を出して評定に至った結果を指すものというべきである。

このように各委員が審議会において意見を交えるにおいては、いかなる圧力や干渉からも解き放たれていることが前提となる。別の表現をすれば「自由な発言を担保された議論に基づく審議・評定」を制度的に保障する必要があるともいえる。

(2) 「会議録」の非開示について

ア 会議録の非開示理由

実施機関が非開示理由とするのは、5号及び6号である。「大田区情報公開条例・個人情報保護条例の手引」では、5号及び6号は、おのおの「情報の性質に照らし、当該情報を開示することによる利益と支障を比較衡量してもなお、その支障が合理的、客観性をもって見過ごし得ない程度のものであることを個別具体的に判断する必要性がある」(5号)、「当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が、単なる抽象的な可能性では足りず、見過ごし得ない程度のものであることを個別具体的に判断する必要性がある」(6号)としている。

したがって、実施機関がその権限を行使して「非開示」としたことの是非を判断するためには、請求人の主張する開示の利益と実施機関の主張する支障とを比較衡量する必要がある。

イ 請求人の主張する開示の利益と必要性について

請求人が開示の理由とするのは、区が取得した建物価格が割高ではないかとの疑念を晴らすためである。

しかし、鑑定評価が専門性の高い分野であることは、前述のとおり周知の事実であるにもかかわらず、請求人が「取得価格が割高」と疑念を生じた根拠とされる事実には、客観的な裏付けが十分とはいえない。加えて専門家の鑑定結果に基づくと推測できる事実は含まれていない。また、会議録が開示されれば取得価格が割高か否かという評価に関する疑念が解消されるという直接的な関係にないことは明らかである。これらを考慮すると、疑念そのものについての根拠に客観性・専門性があるとは言いがたく、疑念の理由は、強固なものとはいえない。開示請求情報と疑念解消との関係も間接的というべきであり、その要保護性は、請求人が主張するほど高次のものとは判断できない。

条例がいかなる情報についても無条件に区民に知る権利を保障しているものでないことは、条例上明らかな事実である。高次の法益保護のため、知る権利が制限される場合もある。

特定の不動産の適正な価格が評定されたからといって、審議会の事務事業がそこで終了することはないことも事実として認められる。

等価交換契約書第 9 条の解釈、大田区財産価格審議会条例施行規則第 5 条と実施機関が非開示としたこととの関連性、審議会を非公開としていることに対する請求人の主張・評価は、独自のものであり、審査会はこれを正当と判断することはできない。

ウ 実施機関の弁明について

実施機関は、会議録の非開示理由について、5号関係の理由について、開示すると、①審議会構成員の自由闊達な議論を阻害し、公正な意思決定に障害を生じるおそれがあること、及び開示することにより、特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれがあると認められることを挙げる。なお、「特定のもの」として、例えば、取引事例として審議された土地価格や環境について利害関係を有する、対象地周辺の土地を所有し居住する住民をあげる。

6号関係の理由について、開示すると、②審議会における（価格評定の）判断の基準等を評定された不動産の売買取引の相手方に知られること

になれば、相手方に交渉の方針等の手の内をさらすことになり、(等価交換契約締結等) 当該事務事業の公正、適切な実施又は運営を著しく困難にするおそれがある、と主張する。

エ 比較衡量

実施機関の主張にかかる会議録を開示することによる障害は、「自由な発言を担保された言論に基づく審議・評定」を制度的に保障する必要性に鑑みると、合理性、客観性があり、具体性もあることから単なる抽象的な可能性に留まるものではないと判断するのが自然である。これに対し請求人の主張する「区が取得した建物価格が割高ではないかとの疑念を晴らすため」という開示の必要性は、会議録の開示との関係が間接的なものであり、開示の必要性と開示による利益が、開示によって生ずる支障を上回るものであると判断することはできない。実施機関の主張する障害を請求人の主張する開示することの公益性と比較衡量しても障害の発生を受忍しなければならないとの判断には至ることは困難というべきである。

したがって、審査会は、実施機関の非開示決定は相当であると判断する。

(3) 報告書の非開示部分について

報告書については、請求人が開示請求の範囲を 1 頁、31 頁、32 頁のみに限定したことから、同頁の非開示決定の是非について判断する。

ア 1 頁は「調査価額」である。

まず、「調査価額」の非開示の理由及び実施機関の弁明について審査する。実施機関が非開示理由とするのは、2号及び5号である。

調査価額の開示は、鑑定を実施した法人の事業運営を不当に害する情報に該当する(2号)と判断したことは、より高次の法益(2号ア、イ、ウに列記されている。)を害さない限り、法人等の事業活動の自由の権利は公表によって害されるべきではないという2号の趣旨に則ったものと理解できる。

また、調査価額は、審議会の議論のたたき台となる資料の一部である。審議会は、調査価額を含む複数の資料に基づき、前述したように自由な議論を経て適正な価格を評定する。しかし、不動産売買契約は、当然のことながら相手方があり、相手方との交渉によって定まることから、不動産売買契約の現実に合意された代金額と審議会での資料とされた調査価額とが一致すると

の論理関係にはない。乖離する可能性もある。このような状況下で事後的に調査価額が開示されるとなれば、審議会委員の発言の萎縮を招き自由な議論を阻害するおそれがあることは容易に想像できる。審議会の事務事業の公正又は適切な意思決定に障害を生ずるおそれがあるとして（5号）非開示としたことには相当の理由を認めることができる。

イ 請求人の主張する開示の必要性、非開示の不当性について

請求人は、審議会は、適正な価格を評定・答申し、その事務事業は既に終了している、不動産鑑定委託契約書によれば、鑑定会社が算出した調査価額の外部への公表を鑑定会社が拒絶する根拠はない、鑑定会社は調査価額の公表を許諾していることから、非開示とすべき理由は存在しないとする。

しかし、審議会の本件事業についての評定が終了していたとしても、調査価額が事後的に公表されることになれば、実施機関の指摘する弊害が惹起されることは容易に想像できるところである。

また、鑑定会社が調査価額の公表を許諾していたとしても、実施機関が条例の解釈をして自らの権限で非開示を決定することは、何ら情報公開制度の制度趣旨に反するものではない。

なお、請求人と実施機関の間では、措置請求に対する監査結果の評価について、それぞれ開示の必要性または非開示の理由とする主張が見られる。しかし、措置請求と情報公開請求とは制度趣旨を異にするから、監査結果を開示・非開示の根拠とすることは的外れである。

ウ 比較衡量

請求人が開示の理由とするのは、「区が取得した建物価格が割高ではないかとの疑念を晴らすため」であり、そのための開示の利益と調査価額の開示との関係は、会議録の場合と同じく間接的なものに留まると判断せざるを得ない。また、非開示を決定するのは、条例の趣旨に沿って実施機関が判断すべきものであることは当然であるから、不動産鑑定委託契約書を開示の根拠とすることはできないというべきである。

次に開示した場合の支障について判断する。

本件事業に係る価格評定が終了したとしても、実施機関の述べる障害は、将来も含めた審議会委員への萎縮効果の弊害と自由な議論を阻害するおそれがあることだとすると、本件事業の評定・答申が終了した後も実施機関の危

惧する障害は、客観的・具体的に存在すると判断できる。

上記のとおりであるから、審査会は、実施機関の調査価額の非開示決定は相当であると判断する。

エ 31 頁及び 32 頁の非開示部分についての審査会の判断

31 頁及び 32 頁で非開示とされている「ロ. 対象不動産の調査価額（床原価額）の決定」のための再調達原価とこれを算出するための工事費、消費税相当額、一棟の建物価格とこれを算出するための再調達原価、一棟の土地建物価格とこれを算出するための一棟の土地価格、一棟の建物価格、調査価額（床原価額）とこれを算出するための一棟の土地建物価格は、調査価額算定の直接の資料とされていることから、調査価額についての非開示の相当性の判断がそのまま該当すると判断すべきである。

31 頁及び 32 頁で非開示とされているその他の部分、「b. 位置関係」「c. 緩和容積率」「②格差修正率」「②現価率（現在価値率）」「総合効用積数比率」について、請求人は、実施機関が「法人等の事業の運営を不当に害すると認められる」（2号）として非開示としたことを不当と主張する。

しかし、2号の趣旨は、情報開示の原則の例外として法人等の事業活動の自由を保障するとともに、より高次の法益の保護の必要性が認められる場合は、法人等の事業活動を制限することになっても当該情報を開示できると定めたものであることは明らかである。

実施機関が鑑定会社の事業活動の保障のため、鑑定のノウハウに係る情報を法人等の事業活動の自由の保障の観点からすれば何ら不自然な点は見受けられない。

これに対し、請求人の非開示不当理由は一般論に終始しており、法人等の事業活動の自由を制限してもなお保護すべきより高次の法益があるとは判断できない。

このため、審査会は、実施機関の部分開示決定を相当な決定と判断する。

(4) 結語

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣勝彦

(答申第 88 号)

委員 黒野 徳 弥
委員 浦 岡 由美子